

規定等（果樹園の維持管理費は、本来的には、果樹園主が負担すべきものと考え
る。）を明確にすべきと思われる。

2 担い手確保・経営強化支援事業

(1) 事業の概要

次世代を担う意欲のある農業者の経営発展を促進するため、農業用機械、施設の導入に対して支援する。

(2) 事業内容

事業内容	補助率等	実施主体
<p>農業用機械、農業用ハウス等の施設を整備する場合、金融機関からの融資残高に対して助成する。</p> <p>【補助条件】付加価値額の10%以上の拡大を成果目標とすること</p>	<p>【補助率】 国：総事業費の1/2以内</p> <p>【補助額上限】 個人15,000千円 法人30,000千円</p> <p>【補助対象者】人・農地プランに位置付けられた中心経営体（認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織）等</p>	市町村

(3) 事業実績（決算額）

区 分	件 数	事業費	補助金額
農業用機械、農業用ハウス等の施設を整備に当たり、融資残高に対する助成	1 件	11,553 千円	5,251 千円

(4) 監査結果

当該事業年度の予算執行における諸手続について、各種資料を確認した結果、特に問題はなかった。

3 新規就農者総合支援事業

(1) 事業の概要

新規就農者の確保・育成を目的に、就農初期に必要な機械・施設整備への助成、就農初期の営農・生活面での負担軽減を目的とした就農応援交付金及び農業次世代人材投資資金の交付等を行い、新規就農者のニーズに合わせて段階的な支援を行う。

また、農家後継者の就農促進・定着を図るため、農業次世代人材投資資金の対象とならない農家後継者の親元での就農研修に対する支援を行う。

(2) 事業内容

区分	事業内容	補助率等	実施主体
就農条件整備事業	新規就農者が行う就農初期に必要な機械、施設の整備費を助成	【補助率】 県1/3、市町村1/6 【助成期間】 就農後5年間 【補助事業費上限】 1,200万円（5年間）	認定新規就農者等
農業次世代人材投資資金	就農希望者や新規就農者に対し、研修期間中（2年以内）及び経営開始直後（最長5年間）に資金を交付（新規就農時50歳未満）	【補助率】 国（全国農業会議所）10/10 ⇒R2年度採択まで：最大150万円/年 ⇒R3年度採択以降：経営開始1～3年目は150万円/年、4～5年目は120万円/年	県、市町村
就職氷河期世代新規就農促進事業	就職氷河期世代（事業申請時30歳以上かつ就農時49歳以下）の就農希望者に対し、研修期間中に資金を交付	【補助率】 国（全国農業会議所）10/10 ⇒2年以内、150万円/年	県
就農応援交付金	新規就農者に就農後3年間交付金を交付（農業次世代人材投資資金の交付対象者以外（原則新規就農時50歳以上））	【補助率】 県2/3、市町村1/3 【交付額（月額）】 ・1年目：10万円 ・2年目：6.5万円 ・3年目：4万円	認定新規就農者
就農支援事業	・IJUターン及び実家が非農家の新規就農者を経営開始後1年間、里親的に支援するアドバイザーを設置 ・新規就農者交流会の実施	【補助率】 県10/10 【報奨費】 3万円/月	県
親元就農促進支援交付金	農家後継者が親の経営に従事（親元就農）しながら、親元で研修を行う場合に交付金を交付	【補助率】 県2/3、市町村1/3 ⇒2年以内、10万円/月	認定農業者等
担い手業務推進事業	担い手育成業務の委託（就農相談、就農研修業務、関連する総務関係業務）	【補助率】 県10/10	（公財）鳥取県農業農村担い手育成機構

(3) 事業実績（決算額）

区 分	件 数	補助金額
就農条件整備事業	40 件	38,910 千円
農業次世代人材投資資金	85 件	105,848 千円
就職氷河期世代新規就農促進事業	2 件	2,875 千円
就農応援交付金	12 件	5,137 千円
就農支援事業	8 件	1,981 千円
親元就農促進支援交付金	48 件	25,600 千円
担い手業務推進事業	(総務関連業務)	16,233 千円
合 計		196,584 千円

(4) 監査結果

(担い手業務推進事業)

ア 契約金額と著しく乖離した委託金額の支払い【意見】

「令和3年度担い手業務推進事業」について、県は、令和3年4月1日に（公財）鳥取県農業農村担い手育成機構と委託契約を締結した。

その内容は、担い手業務推進事業を同機構に委託し、①経費として22,167,000円を超えない範囲内で同機構に支払う、②同機構は委託費を委託事業計画書に記載された費目の区分に従って使用しなければならない、③委託業務終了後の実績報告書は令和4年4月30日までに提出する旨のものであった。

この委託事業計画書では、人件費11,799千円、事務経費10,368千円で合計金額が22,167千円となっていたが、実績報告書で示された決算額では、人件費が1,128千円、事務経費が4,976千円となっており、契約金額・事業計画に対し、人件費は約95%、事務経費は約48%という結果となっていた。

契約金額・事業計画を大幅に下回ったことに関して、変更契約は結ばれていないが、契約書で「22,167,000円を超えない範囲内で同機構に支払う」旨の記述からして、契約上の手続には問題がないと思われる。

事務経費が計画の半分以下となった理由として、コロナの影響で県外（東京・大阪）向けの就農相談会がオンライン開催方式に変更になり、それに付随した事業経費も大幅に減少したということであるが、これらの対応による経費の減少は、年度の早い段階で十分予測できたはずであり、予算額が制約される中、計画と比べて著しく支払が下回ることが予測される場合は、①変更契約の締結、②補正予算を組んで他に必要な事業への再配分等を行うべきであって、これらを行わないで、年度末まで不要資金を放置したことは、行政の怠慢ではないかとの非難を受けてもやむを得ないと思われる。

4 農の雇用ステップアップ支援事業

(1) 事業の概要

農業経営体等が、県内の求職者、県外からのI J Uターン者等を雇用し、職場内で実施する実践的な研修に要する経費等を助成することにより、県内の雇用就農の促進を図るとともに、農場における担い手の確保と早期育成を支援する。

(2) 事業内容

区分	事業内容	補助率等	実施主体
未来を託す農場リーダー育成事業	就業希望者を新たに雇用する農業法人等に対し、OJT研修実施に必要な経費を最長3年間助成	【研修推進費】 (R1年度採択)1～3年目9.7万円/月 (R2年度採択)1～3年目9.7万円/月(障がい者等を雇用した場合、1～2年目に限り2.5万円/月を加算) 【指導者研修費】1～2年目3.6万円/年 【助成期間】最大36月	農業法人・農業者等
農業コラボ研修事業	農業だけで通年雇用が難しい場合に他産業と連携して雇用を行う経営体に対し、農業のOJT研修を行うために必要な経費を最長2年間助成	【研修推進費】 1～2年目9.7万円/月 【指導者研修費】 1～2年目3.6万円/年 【助成期間】最大24月	農業経営体等

(3) 事業実績(決算額)

区分	件数	補助金額
未来を託す農場リーダー育成事業	95件	22,701千円
農業コラボ研修事業	1件	1,067千円
合計		23,768千円

(4) 監査結果

当事業の予算執行における諸手続について各種資料を確認した結果、特に問題はなかった。

5 集落営農体制強化支援事業

(1) 事業の概要

集落営農組織が経営規模を拡大するため、農業用機械・施設等を導入する経費に対して支援する。さらに、将来にわたって集落内の農地を維持・継承していくため、人材育成を主眼に置き、人材育成や畦畔管理の省力化、新たな園芸品目の試作など、集落営農組織を次世代へつなぐ活動等に対して支援する。

(2) 事業内容

区分	事業内容	補助率等	実施主体
人材確保型支援	<p>新たな人材の確保、畦畔管理省力化のための農業用機械及びグランドカバープランツの導入に必要な経費（(ア)は必須）</p> <p>(ア)農作業安全講習・人材育成支援（農作業の実務研修、オペレーター等の人材育成研修に要する費用）</p> <p>(イ)畦畔管理省力化支援（高性能草刈機、グランドカバープランツ等）</p> <p>(ウ)園芸品目の試作等取組支援（種苗費、資材費、機械リース料、農地の賃借料等）</p> <p>(エ)賑わい活動支援（農作業体験活動等のイベント開催費）</p>	<p>【補助率】 県1/3、市町村1/6</p> <p>※但し、(イ)のうち急傾斜地を含む集落営農組織：県2/5、市町村1/5</p> <p>【補助上限】</p> <p>(ア)200千円/組織</p> <p>(イ)2,200千円/組織</p> <p>※急傾斜地を含む組織：2,600千円/組織</p> <p>(ウ)200千円/組織</p> <p>(エ)100千円/組織</p>	集落営農組織 (イ)は中山間地域の集落営農組織
規模拡大・発展型支援	<p>集落営農組織が農業用機械、附帯施設の導入に必要な経費</p> <p>(ア)農業用機械及び附帯施設の導入に要する経費</p> <p>(イ)組織化にあたり不要となる個人所有機械の中古販売、廃棄等に要する経費</p>	<p>【補助率】 県1/3、市町村1/6</p> <p>【上限額】</p> <p>〔小規模組織〕 経営面積20ha未満：7,000千円/組織</p> <p>〔大規模組織〕 経営面積20ha以上：12,000千円/組織</p>	集落営農組織

(3) 事業実績（決算額）

区分	件数	事業費	補助金額
人材確保型支援	4件	4,531千円	1,797千円
規模拡大・発展型支援	17件	86,580千円	28,860千円
合計			30,657千円

(4) 監査結果

(人材確保型支援)

ア グランドカバープランツ事業における競争原理に基づいた財務執行の確保【指摘】

集落営農体制強化支援事業実施要領によれば、グランドカバープランツ（被覆植物）導入の補助金交付事業の納入業者の設定に当たっては、原則として3者以上の競争入札又は相見積もりにより選定するとされているが、E営農組合を事業実施主体とする同事業（令和3年度から令和4年度の事業契約金額7,932,823円）においては、これによらず愛媛県内にあるF社のみの見積もりにより業者決定し、これに対して補助金の交付決定をしていた。

県担当課からは、同事業については、グランドカバープランツとして、センチピートグラス（芝生）の吹き付けを行うだけでなく、これに係る前処理及びアフターフォローに係る費用も対象としており、県内業者において前処理からアフターフォローまで一連して請け負う業者がなかったことから、過去に施工実績があったF社を施工業者とした事業計画に沿って補助金の決定をした旨の説明があった。

しかしながら、近隣県にも同様な施工業者があることを考えると、本来、競争入札又は相見積もりなどにより競争原理に基づいた合理的な事業金額に対して、補助金を交付すべきと考える。これについては、同実施要領が形骸化していると言わざるを得ないことから、適正な財務執行体制の確保を図る必要がある。

なお、鳥取県は、県内全域に中山間地域が広く分布する特性を有し、農業者の高齢化に係る農地法面の管理省力化は喫緊の課題であるとして、センチピートグラスを法面に被覆させることで草刈回数を低減させるという「農地法面管理省力化支援事業」に何年も取り組んでおり、同事業を担当する農地・水保全課によれば、センチピートグラスの吹き付けについては、県内業者による施工も可能とのことである。

同補助金の交付要綱の「鳥取県産業振興条例の趣旨を踏まえ、県内事業者への発注に努めなければならない」との規定に照らせば、センチピートグラスの吹き付けを県内事業者、前処理からアフターフォローを県外業者にするなどの方法も検討に値したのではないかと考えられるところであり、上記県外事業者との契約は、同交付要綱にも抵触するのではないかと考える。

(規模拡大・発展型支援)

イ 免税事業者に対する不公平な補助金の交付【指摘】

集落営農体制強化支援事業のうち、規模拡大・発展型支援は、集落営農組織が農業用機械、付帯施設を導入するために必要な経費について、県が1/3、市町村が1/6補助する事業であり、県の補助は、市町村から提出された事業計画書に基づき補助金の交付決定を行い、その後に市町村が実施報告書を受領することとなっている。

この事業において、集落営農組合がトラクターとその備品を消費税及び地方消費

税を含んだ金額(以下「税込価額」という。) 4,730,000 円で購入したことに関し、G町は、県に対して、補助事業者は「免税事業者」である旨、また、補助対象経費の額は、支払額から消費税及び地方消費税を控除した金額(以下「税抜価額」という。) 4,300,000 円であり、県からの補助金はその 1/3 の 1,433,333 円である旨の事業計画書を提出し、県も事業計画書のとおり 1,433,333 円の補助金の交付決定をし、その後、市町村からの実績報告にも、「免税事業者」に 1,433,333 円の補助金の交付を行い、事業が終了した旨が記載されている。

免税事業者に対する補助金については、第3章第1中の1(4)ア(P18)で述べたように仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額の範囲内で交付申請をすることができることされており、補助事業者が事業計画書や実績報告書に記載のとおり免税事業者であるとするならば、当該市町村からの事業計画、それに基づく県の交付決定、さらに当該市町村からの実績報告は、税込価額4,730,000円の1/3である1,576,666円を補助額とすることができるはずである。

G町以外の他の集落営農組合においても、農業用機械等の購入が行われ、県から補助金を受けているが、いずれも免税事業者として税込価額で補助金が申請・決定等されている。

補助金の交付要綱の「仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額の範囲内で交付申請をすることができる」という規定に照らせば、上記の税抜価額での申請・決定については、手続上の問題はないものの、他の免税事業者への補助金の交付から見ると、不公平な取扱いとなっており、不当なものではないかと言わざるを得ない。

この申請に当たり、G町が免税事業者に対する補助金の取扱いをどのように判断し、補助事業者に対してどのような行政指導をしたのか定かでないが、少なくとも、県においては、他の市町村から提出された申請からみて、このまま申請どおりに補助金を交付したとするならば、不公平な取扱いとなると安易に判断できたはずである。

行政手続上の瑕疵がないとしても不公平な取扱いを是正せずに放置することは、県民の県行政に対する不信感を抱かせることになることから、何らかの対処が必要であると思われ、当該市町村を経由して補助事業者の意向を確認の上、補助事業者が希望するのであれば、追加の補助金の交付を行うべきであると考えるが、追加交付が困難であるならば、今後、このような不公平な取扱いが発生しないように交付要綱等の見直しなどを行い、公平公正な補助金の交付を目指されたい。

【G町の例】

※免税事業者に対し、**税抜価格を基に**、補助金を交付



発●第 [] 号
令和4年3月8日

鳥取県西部総合事務所長 [] 様

住所 []

申請者 [] 町長 []
(公印省略)

令和3年度鳥取県集落営農体制強化支援事業費補助金実績報告書

令和4年1月5日付第 [] 号による交付決定に係る事業の実績について、
鳥取県補助金等交付規則第17条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

補助金等の名称	令和3年度鳥取県集落営農体制強化支援事業費補助金	
	算定基準額	交付決定額
交付決定	5,419,000	1,806,333
実績	4,300,000	1,433,333
差引	△1,119,000	△373,000
添付書類	1. 実績報告書 2. 収支決算書	

(3) 当該補助金に係る問い合わせ先

注1) 他の補助金の活用の有無について「有」「無」のいずれかに○を記載すること。
注2) 「有」の場合は、(1)～(3)の内容を記載すること。
注3) (3)は、補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先を記載すること。

- 8 消費税の取り扱い (一般課税事業者・簡易課税事業者・**免税事業者**)
- 9 その他

連帯保証人様本人がご記入下さい

お客様がご記入下さい

日付欄: 28日

氏名欄: []

性別欄: []

年齢欄: []

職業欄: []

収入欄: []

印欄: []

8							
9							
10							
契約品計 (1)						4,300,000	
消費税及び地方消費税 (1) × 10%						430,000	
契約品合計 (1) + (2)						4,730,000	
管理 No.	型式・品名	銘柄	品目	機種	年式	アメータ	金額(税込)
1							
2							
3							
お支払方法 (1) 振込(現金) (4) 口座引落 (7) クレジット () (2) 手付金 () (3) 前払金 () (5) 現金 () (6) 支払手形 () (8) その他 ()						A 差引合計額 (3) - (4) ¥4,730,000	
お支払方法			支払期日		金額		
1 振込			2022年3月20日		4,730,000		
年 月 日			年 月 日		年 月 日		
備考							
鳥取県西部総合事務所						営業所 []	

【他市町村の例】

※免税事業者に対し、**税込価格**を基に、補助金を交付



第 [] 号
令和4年3月29日

鳥取県西部総合事務所長 [] 様

申請者 []
[] 町長 []

令和3年度鳥取県集落営農体制強化支援事業費補助金実績報告書

令和4年2月10日付け第 [] 号による交付決定に係る事業の実績について、鳥取県補助金等交付規則第17条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

補助金等の名称	令和3年度鳥取県集落営農体制強化支援事業費補助金	
交付決定	算定基準額	交付決定額
	3,500,000円	1,166,666円
実績	3,500,000円	1,166,666円
差引	0円	0円
添付書類	1 事業報告書 2 収支決算書(に準ずる書類)	

法人で農地
る。また
農地を擁

考

日

ること。
いる制度資
合は、備考
すること。
と。

備考

5 事業完了年月日
令和4年3月29日

6 他の補助金の活用の有無(有・無)

(1) 活用する補助金名
(2) 事業内容
(3) 当該補助金に係る問い合わせ先

注1) 他の補助金の活用の有無について「有」「無」のいずれかに○を記載すること。
2) 「有」の場合は、(1)～(3)の内容を記載すること。
3) (3)は、補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先を記載すること。

7 消費税の取り扱い(一般課税事業者・簡易課税事業者・**免税事業者**)

12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
	小計		3,181,818	
	消費税等		318,182	
	①合計		3,500,000	

2. 備考

6 農地中間管理機構支援事業

(1) 事業の概要

本県の農地中間管理機構である（公財）鳥取県農業農村担い手育成機構が、農地の賃貸借を通じ地域農業の担い手への農地の集積と集約化を行うために要する経費等を助成する。

(2) 事業内容

区分	事業内容	補助率等	実施主体
農地中間管理機構支援事業	(事務運営費) 担い手機構が農地の中間管理業務を行うために必要な運営費の助成（人件費、非常勤職員賃金、事務費、市町村への委託費等）	【補助率】国7/10、県3/10	担い手育成機構
	(借受農地管理等事業) 担い手育成機構が、耕作者がいない農地等を借り受け、担い手に貸し付けるまでに、農地として維持するために必要な保全管理経費（草刈り等）や農地の出し手への賃貸料等の助成 ※国の補助率は、機構の農地の貸付率に応じ、事業費の6.5%~20%が加算される。		
	(県推進事務費) 事業推進に係る県事務費		県
	(機構中間保有地再生活用事業) 担い手育成機構が人・農地プランの中心経営体への集積を目的に、中間管理権の設定をした荒廃農地等の再生を行う場合に要する経費の助成	【補助率】県1/2、市町村1/2	担い手育成機構
基盤強化法特例事業	(事務費・業務推進事業費) 農地の売買に係る業務に必要な経費の助成	【補助率】国6/10、県4/10他	担い手育成機構

(3) 事業実績（決算額）

区 分	件 数	補助金額
農地中間管理機構支援事業	—	126,741 千円
機構事業運営費	—	111,352 千円
借受農地管理等事業	—	15,343 千円
内、賃料	34 件	270 千円
内、保全管理料	29 件	15,073 千円
県推進事務費	—	46 千円
機構中間保有地再生活用事業	13 件	2,351 千円
基盤強化法特例事業	—	1,011 千円
合 計		130,103 千円

(4) 監査結果

(農地中間管理機構支援事業)

ア 農地中間管理事業用地貸付料の滞納に係る延滞損害金の未徴収【指摘】

実施主体である「(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構(県が基金等1/4以上を出資する団体)」においては、中間管理事業用地の借り手への賃借料の支払は一律12月15日に支払い、貸し手側には翌年1月10日を納入期限と定めており、その間の資金は銀行からの有利子借入金で賄っているが、これについての令和3事業年度末における貸し手側農家からの賃貸料の未納入金額は、2,318,070円(この内、令和4年9月20日現在の未納入額788,070円)となっている。

これについて、(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構財務規程第24条では、災害その他やむを得ない事由による場合を除き、延滞金又は延滞利息を徴収するものとされており、鳥取県延滞金徴収条例第3条の規定に準じて計算した額を遅延損害金(令和3年は納期限の翌月から1か月の間は年2.5%、1か月を経過した日以降は年8.8%で計算、100円未満は不徴収)として徴収するものとされている。

しかしながら、従来から滞納者が経営状況の厳しい農家であることを理由として、財務規程第24条(3)に基づく「理事長がやむを得ないと認めたとき」に該当するものとして、一律に徴収せず、これに係る不徴収決議も残されていない。

そもそも延滞損害金の規定は、期限までに納付した他の納付者との公平を図るために設けられているものであり、仮に、規定にある「理事長がやむを得ないと認めた場合」にあったとしても、同規定にある「災害その他やむを得ない事由」に準じる程度のもと思料され、かつ、個別事情を考慮の上、個別に不徴収を判断すべきものと思われる。また、これに係る決裁記録も残すべきである。

合規性の観点から不適切と思われることから、改善を求める。

(機構中間保有地再生活用事業)

イ 計画性・経済性の観点から問題が認められる事業【意見】

農地中間管理機構支援事業の一環として実施している借受農地の整備事業のうち、一部について整地面積が大幅に減少しているものがあり、内容を検討したところ次のとおりであった。

- ・委託者（公財）鳥取県農業農村担い手育成機構
- ・受託者（株）H
- ・当初契約 令和4年2月25日
- ・変更契約 令和4年3月25日
- ・契約金額 957,000円
- ・当初見積面積 2,958㎡
- ・変更後見積面積 610㎡
- ・契約金額の変更なし

これについて、整地面積が減少すれば契約金額が減額となるのが通常であるが、契約金額の減額がなく補助金は957,000円の1/2である478,500円が交付されている。

当事業について見積書の内訳の提出を求めたところ、整地面積が大幅に減少したものの、明細書では作業量の増加により工種毎の工事単価が増額され、この結果契約金額の変更に至っていないことが確認された。

(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構は、雑草が繁茂し、害虫発生源となっている耕作放棄地であり、周辺の営農に支障を来し、長年懸案となっていたため事業対象としたが、再生事業を開始したところハウスの骨材等が放置されていたことから、作業全体の見直しが必要となり、交付決定額の範囲内で年度内に実施可能な面積のみ再生した。これにより、当初事業計画の2,958㎡から、その2割である610㎡しか整地されず、残りの未再生農地部分2,348㎡(8割)は、町単独事業として再生され、その後、担い手が地力増進を図りながら、大豆の作付けを行う計画となっている旨の説明があった。

本来、当該事業は、県、町、地元が一体的に再生を図るものとして、事業費の1/2以内を県が、残り1/2以内を市町村が補助するものとされていたが、結果として、当初計画の2割しか事業化できず、未再生部分は町単独事業として分断されることになった。町の事業開始は今後決定するとしている。

仮に、事前の十分な現地確認が行われていれば、同一年度内での円滑かつ経済的な事業実施が出来たものと思料されるが、部分的に事業化されていることから、既に投入した県補助金が無駄（荒廃農地に戻らないうちに事業実施されるよう）にならないよう、事業実施主体として、引き続き必要な目配りを行う必要がある。

【当初契約】 ※再生面積 2,958 m²

[第 1 号 明 細 書]

名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘
〇 [redacted] 面積 : 2,958m ²	一式			632,218	
準備工	一式			(266,220)	
除草、集積、運搬処分	m ²	2,958.0	90	266,220	
整地工	一式			(215,998)	
掘削・敷均し/バックホウ運転0.45m ² 級	h	8.0	8,000	64,000	
田面砕土/ローラー	m ²	2,958.0	6	17,748	
土壌改良材/散布共	t	6.7	9,000	60,300	
雑物除去/処分共	m ²	2,958.0	25	73,950	
廃棄物処理工	一式			(150,000)	
廃棄物集積・運搬・処分/処分費共	式	1.0	150,000	150,000	



【変更後】 再生面積:610 m²

[第 1 号 明 細 書]

名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘
〇 [redacted] 面積 : 610m ²	一式			614,550	
準備工	一式			(238,400)	
除草、集積、運搬処分	m ²	610.0	250	152,500	
場内小運搬工/不整地運搬車	m ²	20.0	1,800	36,000	
処分費/生木 (株) [redacted]	t	4.6	10,000	46,000	
処分費/根・株 (株) [redacted]	t	0.3	13,000	3,900	
整地工	一式			(312,150)	
掘削・敷均し/バックホウ運転0.45m ² 級	h	15.0	8,000	120,000	
田面砕土/ローラー	m ²	610.0	15	9,150	
雑物除去/集積・場内運搬	m ²	610.0	300	183,000	
工事用道路工	一式			(64,000)	
敷均し/バックホウ運転0.45m ² 級	h	8.0	8,000	64,000	

第3 農林水産部生産振興課

1 産地生産基盤パワーアップ事業

(1) 事業の概要

新たな国際環境の下で、園芸産地等を加速化かつ戦略的に強化するために、農業団体等が行う施設整備、農業機械等のリース導入及び生産資材の導入等を推進する。

(2) 事業内容

区分	事業内容	補助率等	実施主体
整備事業	野菜の施設整備を支援	【補助率】国1/2	農業者、農業者の組織する団体等
生産支援事業	野菜、果樹等の農業機械等のリース導入、生産資材導入を支援		

(3) 事業実績（決算額）

区分	件数等	事業費	補助金額
整備事業（長芋）	1町	281,197千円	127,817千円
生産支援事業 （アスパラガス、スイカ）	4市町	16,109千円	7,585千円
合計			135,402千円

(注) R2補正(繰越)分

(4) 監査結果

当事業の予算執行における諸手続について各種資料を確認した結果、特に問題はなかった。

2 鳥取型低コストハウスによる施設園芸等推進事業

(1) 事業の概要

(国) 産地生産基盤パワーアップ事業を積極的に活用し、県等で開発した従来と同等の強度を有し、建設費が安い「鳥取型低コストハウス」の導入を引き続き推進することで、高収益な野菜・花き等のハウス栽培品目の生産振興を加速的かつ戦略的に拡大し、県内園芸産地の活力増進を図る。

(2) 事業内容

事業内容	補助率等	実施主体
鳥取型低コストハウスの整備に要する経費の一部を助成	【補助率】国1/3程度（資材費の1/2）、県2/9程度、市町村1/9程度 ※補助率が2/3となるよう県と市町村が2：1の負担割合で嵩上げ	農業者、生産法人、生産組合、JA等

(3) 事業実績（決算額）

区分	棟数	事業費	補助金額
鳥取型低コストハウスによる施設園芸等推進事業	165棟	258,206千円	152,118千円

(注) R2補正(繰越)分

(4) 監査結果

(鳥取型低コストハウスによる施設園芸等推進事業)

ア 追加された施工業者の反映【意見】

ハウス栽培は、高収益な野菜、花き等の生産振興に大きなメリットがあるが、一方で施工価格の高騰により、ハウスの更新や規模拡大に踏み切れないという実情にある。

本県では、従来型に比べて低コストの「鳥取型低コストハウス」を開発し、その導入を推進している。

推進に当たっては、導入されやすいよう、業者からの相見積もりを取るなどして競争原理を働かせ価格を抑えることや、生産者自らが施工することでコストダウンを図ることなどを積極的に提案するとしている。

また、同ハウスが設置可能な県内施工業者を県担当課が公表しており、現在は6業者が公表されている。

公表されている業者は、従来5業者であったが、県担当課から、令和3年5月27日付「鳥取県型低コストハウスによる施設園芸等推進事業実施要領に定める施工業者の追加について」（通知）により、I社を新たに施工業者に追加し、6業者となった。このことを、事業主体となり得る県内団体をはじめとする事業関係者あてに発出し、これを承知の上、事業を実施するよう協力を求めている。

しかしながら、令和3年度における「鳥取型低コストハウス」事業における事業主体は、県内1団体のみであり、新たに施工業者が追加されたにもかかわらず、従来の5業者のみで競争入札が行われ契約が締結されていることから、結果として、令和3年度支援事業費約2億6千万円、これに対する補助金約1億5千万（国、県、市町村の合計）は、全て5者のみで入札されている現状にある。

今般、施工業者に追加されたI社を見ると、農業資材大手であり、当然に、指名競争入札に参加し、適正な競争原理を働かせるものと期待されていたものと推察される。本来、適正な競争原理によりハウスを低価格で施工・普及させ、県内の営農を支援する事業と考えるが、残念ながら、この趣旨が関係者又はその担当者間で共有できていなかった可能性がある。

ついでには、事業主体は当該団体となっているものの、その費用負担は、全て同事業を導入する傘下農家に求めており、実質的な事業費の負担者は零細な個々の農家である。

県の農家向けの当該導入推進のPR資料を見ると、「コストダウンによるハウスの実現」を強く呼びかけており、同実施要領の第3の4には、「競争入札等の実施」、そして、同補助金交付要綱第3条の4には、「徹底した事業費の低減、低コスト化が図られるよう努めるもの」と謳っている。

県は、各農家が過剰投資とならないよう、十分に意を注ぐ必要があり、その実が上がるよう必要な目配り行うべきと考える。

本年度も、令和3年度補正予算分が全額繰越されており、その予算執行が行われている最中である。早急の改善を行っていただきたい。

第4 農林水産部林政企画課

1 スマート林業実践事業

(1) 事業の概要

森林施業現場のスマート化・低コスト化により素材生産量の増加を図るため、航空レーザー計測で得られた森林情報データを有効に活用できる森林施業のスマート化に取り組むとともに、航空レーザー計測地区を拡大し、森林情報のデジタル化を推進する。

(2) 事業内容

区分	事業内容	実施主体
森林施業スマート化支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・再造林地等の測量作業の省力化を図るため、ドローン等を導入し、空撮した正射写真で施業地を視認して、面積を確定すること等、現地測量を省略して施業のスマート化を支援する。 ・路網設計作業の省力化を図るため、路網設計支援ソフトの導入を支援する。 	県
先端技術導入検討事業	自動走行機械等の導入について、専門家や学識経験者で構成する組織を設置し検討する。 ※専門家（想定：林業機械化協会、作業機械メーカー等）、学識経験者、県内林業団体等で構成	
スマート林業技術者育成事業	航空レーザー計測の情報等を有効に活用できる森林施業プランナーの育成を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ・生産林と環境林に区分したゾーニング図の作成 ・ドローンを活用した立木評価や路網の自動設計ソフトの活用 ・高精度な森林施業プランの作成など (⇒20名程度×2回=40名(県内森林施業プランナー約60名))	
航空レーザー計測事業	航空レーザー計測を行い、森林情報の解析を行う。 <計測予定>鳥取市、岩美町、倉吉市、湯梨浜町、北栄町、米子市(想定)	
施業履歴の電子化推進事業	間伐等の施業履歴情報を電子化し、森林クラウドシステムに搭載する。	
森林クラウドシステム推進事業	森林所有者の施業意向の有無などを地図上で見える化し、市町村が行う新たな森林管理システムにおける森林経営管理権の設置を支援する。	

(3) 事業実績 (決算額)

区 分		件 数	補助金額
森林施設スマート化 支援事業	先進的造林技術推進事業	2 件	1,292 千円
	森林資源デジタル管理推進対 策事業	1 件	700 千円
先進技術導入検討事業		-	-
スマート林業技術者育成事業		-	-
航空レーザ計測事業	航空レーザ測量業務	1 件	55,880 千円
	森林グランドシステム航空レ ーザ測量成果搭載業務	1 件	891 千円
施業履歴の電子化推進事業		1 件	2,204 千円
森林クラウドシステム推進事業		2 件	3,212 千円
合 計			64,180 千円

(4) 監査結果

(スマート林業実践事業)

ア 落札価格の適正化【意見】

鳥取県施業履歴電子化業務委託契約（以下「契約」という。）では、4者による指名競争入札により、J社が、前年度と同額で連続して1,980,000円で落札し、契約を締結した。

予定価格は、3,492,500円であり、落札価格は予定価格に対して56.7%である。入札者のうち他の3者の入札金額は3,300,000円、9,790,000円、11,880,000円であった。

不当に安い価格での受注は、①下請け業者（外注先）へのしわ寄せ、②官公庁ビジネスに係る労働者の労働条件の悪化、③他の会社や事業者の事業継続の困難化、更には④地域経済への悪影響といった弊害が発生するおそれがあることから、地方自治体に課された地域産業の健全な活動の確保への責務を考慮すると、予定価格を大幅に下回る入札価格については、契約すべきかどうか慎重に検討して判断すべきであると考えます。

この点について、契約の成果物の納入にも過去の実績から心配の余地は生じないとの判断したため契約を締結したとの説明があったが、連年、予定価格を大きく下回るところであることから、予定価格自体の精緻化を図るなど、落札価格の適正化が望ましいと思われる。

第5 農林水産部水産振興課

1 漁業就業者確保対策事業

(1) 事業の概要

高齢化と後継者不足による活力低下が進む漁村の活性化を図るため、新規漁業就業希望者の受入れ、指導及び着業に必要な支援を行う。

(2) 事業内容

区分	事業内容	補助率等	実施主体
漁業研修事業	漁業就業希望者に対する研修に必要な経費を支援する。	〔雇用型研修(1年)〕 ・指導経費60千円/月(市町村1/2) ・研修手当190.1千円/月等(県2/3) ・研修用具費30千円等(県10/10) 〔独立型研修(3年)〕 ・指導経費100千円/月(県1/2等) ・研修手当156.9千円/月(県10/10) ・研修用具費500千円等(県10/10)	漁業協同組合、 漁業経営体
漁業経営開始円滑化事業	新規就業者が漁業に着業する際に必要な漁船・機器等を漁協が新規就業者にリースする場合、その経費を支援する。	【補助対象経費】漁船等の整備に要する経費 【補助上限額】50歳未満の者30,000千円、 50歳以上の者3,000千円 【補助率】県1/2、市町村1/6	漁業協同組合
漁業活動相談員設置事業	漁業活動全般にわたる相談及び指導、漁業就業サポートを行う「漁業活動相談員」を設置する。	【補助率】 ・相談員設置事業1/3 ・就業サポート事業10/10	鳥取県水産業経営支援協議会
次世代の漁業者育成事業	漁業士の活動を支援する。		
漁業研修支援資金貸付事業	漁業研修支援資金事務委託経費		

(3) 事業実績 (決算額)

区分	件数等	事業費	補助金額
漁業研修事業	68件	110,305千円	71,383千円
漁業経営開始円滑化事業	1件	26,119千円	13,060千円
漁業活動相談員設置事業	1人	3,557千円	1,358千円
合計			85,801千円

(4) 監査結果

当事業の予算執行における諸手続について各種資料を確認した結果、特に問題はなかった。

なお、補助対象事業費の見積もり方法については、第3章第1中の1(4)イ(P21)で示したとおり。

2 特定漁港漁場整備事業

(1) 事業の概要

境漁港について、国が策定する高度衛生管理基本計画に基づき、消費者の「安心・安全」のニーズに対応した高度衛生管理型市場、災害に強く流通拠点となる防災対応型漁港を整備し、水産物の安定的な供給と、輸出など漁業の国際化にも対応できる「力強い水産業」を推進する。

(2) 監査結果

当該事業については、事業概要を聴取するとともに、一部の契約関係書類を抽出して監査を行ったが、抽出して検討した関係書類については、特に問題はなかった。

第6 農林水産部販路拡大・輸出促進課

1 「食のみやこ鳥取県」ブランド化加速事業

(1) 事業の概要

鳥取和牛、五輝星（松葉がに）、新甘泉（梨）、輝太郎（柿）、星空舞（米）等の県産食材について、県ゆかりのメディア関係者などによる「食のみやこ鳥取県ブランド化アドバイザー会議」を新設し、首都圏、国内の富裕層向けを中心に、高級料理店や高級ホテル、雑誌社とタイアップしたPR及び情報発信を行い、県産食材のファンを増やし定番化に繋げるとともに、「食のみやこ鳥取県」の認知度向上、より一層の高級ブランドとしてのイメージ定着を図る。

(2) 事業内容

区分	事業内容	実施主体
ハイエンド客層にむけたPR	<ul style="list-style-type: none"> ・富裕層向け雑誌と有名料理人とのタイアップイベント等 ・有名百貨店、高級フルーツ店、高級ホテル等での県フェア開催 ・首都圏富裕層向けを中心に、松葉がに、鳥取和牛、星空舞、ジビエなどのPRイベント・フェア開催 	県
有名料理人・料理業界に向けたPR	<ul style="list-style-type: none"> ・有名料理人、料理雑誌社と連携したPR（シェフとのネットワークづくり、産地視察（旬の県産食材の動画撮影）、県フェア、タイアップイベント開催、PR記事掲載） ・世界的な料理コンテストに参加する「ボキューズドールJAPANアカデミー」等と連携したPR企画 	
鳥取魅力情報発信・ツアー造成	<ul style="list-style-type: none"> ・国内主要地での県の魅力発信、県フェア、観光説明会、富裕層向けツアー造成 ・民間企業（料理教室）との連携イベント 	
メディア等を活用したPR	富裕層向けに影響のあるテレビ番組やYouTuber等によるSNS発信等での県産食材の魅力発信	
ブランド化に向けた専門家の助言	「食のみやこ鳥取県ブランド化アドバイザー会議」でのブランド化に向けた意見聴取	

(3) 事業実績（決算額）

区分	件数	補助金額
ハイエンド客層にむけたPR	7件	16,750千円
有名料理人・料理業界に向けたPR	8件	16,907千円
鳥取魅力情報発信・ツアー造成	2件	3,795千円
メディア等を活用したPR	9件	16,105千円
合計		53,557千円

(4) 監査結果

(有名料理人・料理業界に向けたPR等)

ア 食のみやこ鳥取県フェア食材PR業務の企画料【意見】

県外飲食店等へ県産食材をPRし、食のみやこ鳥取県フェア実施の可能性を探る「食のみやこ鳥取県フェア食材PR業務」を実施するに当たり、全県域における県産食材を取り扱える唯一の企業として、従来から㈱Kとの間で随意契約を結んでいる。

同契約においては、サンプル代金等のほか、県内の預託販売手数料及び県外百貨店の催事出展に係る手数料と同程度の金額とし、双方合意の上、企画料として一律15%が支払われているが、個々のサンプル商品の手配実績を見ると、県担当者からの手配指示がほとんどであり、仮に代金決済のみであれば、決済手数料としては割高なものになっているのではないかとと思われる。

これについては、企画料の決定経緯の記録が残されていないことから検証することができなかったが、随時契約は限定的な契約方法であることを鑑みれば、より厳正かつ明瞭な予算執行を確保する必要があるものと考えられる。

については、随時契約の際には、全県域における県産食材を取り扱える唯一の企業であるかどうかの検討を含め、企画料の算出根拠が曖昧にならないよう、その適否の検討及び同記録の保存、さらには実績報告時の検証も必要と考える。



請求書

令和4年4月1日

鳥取県知事 平井 伸治 様

株式会社 [redacted]
代表取締役社長 [redacted]

【取引銀行】
[redacted]

下記の通りご請求申し上げます

ご請求額(税込)	¥403,338
----------	----------

経費内訳	金額
サンプル代金・代金決済	1,884,062
企画料(15%)	282,609
(令和3年度食のみやこ鳥取県食材PR業務委託)	
小計	2,166,671
消費税	216,667
合計	2,383,338
概算払い受領額	-1,980,000
請求額	403,338



(ハイエンド客層にむけたPR等)

イ 収入印紙の貼付漏れ【指摘】

契約書への収入印紙の貼付については、「契約事務処理要領」によると、「契約書等のうち、県が保管する契約書等は相手方が作成したものとして収入印紙の貼付及び消印が必要である。契約の相手方に契約書締結の文書を送付する際には、収入印紙の貼付等について併せて付記し、相手方から契約書等を受領する際には、課税額に見合った収入印紙の貼付及び消印について確認すること。」と定められている。

この処理要領に基づき、県が委託契約を行い、県が保管している契約書については、その大部分について、印紙の貼付及び消印が適切に行われていたが、原契約書を変更する変更契約書に印紙の貼付漏れが見受けられた。

具体的に示すと、県は、令和3年4月22日に「食のみやこ鳥取県情報発信業務委託契約」を事業者と締結し、事業者から受け取った契約書（請書）には印紙の貼付及び消印が行われていた。

しかしながら、この原契約について、令和4年3月23日に、委託契約期間1回以上のタイムアップ記事掲載を2回以上に変更する変更契約を締結したが、事業者から受け取った契約書（請書）には印紙の貼付がない。

変更契約書については、原契約書により証されるべき事項のうち、重要な事項を変更するために作成したものであれば、課税文書になるとされており、また、印紙税法基本通達別表第2「重要な事項の一覧表」によれば、請負の内容の変更は重要な事項の変更になると示されているところ、記事掲載を1回以上から2回以上とする旨の変更は、請負の内容の変更に該当すると考えられるので、課税文書になると思われる。

また、県は、令和3年6月18日に「ナイルスナイルタイアップ記事掲載業務委託契約」を事業者と締結し、さらに、この原契約について、令和4年1月5日に委託料を2,350,000円から2,175,000円に変更する変更契約を締結したが、原契約書には印紙の貼付及び消印が行われていたものの、変更契約書には印紙の貼付がない。

上記の印紙税法基本通達では、契約金額の変更も重要な事項の変更になると示されているところであり、同様に課税文書になると思われる。

他の契約においても変更契約が行われているものがあつたが、それらの変更契約書には印紙の貼付及び消印が適切に行われていたものの、このように印紙の貼付漏れが見受けられたことから、過年度も含め、また、他の事業についても印紙の貼付及び消印について、点検する必要があると考える。

また、点検後の印紙の貼付漏れについては、税務署に相談の上、対処する必要がある。

【収入印紙の不貼付事

令和3年度ナイルスナイルタイヤアップ記事掲載業務委託変更契約書

鳥取県（以下「甲」という。）と株式会社 [REDACTED]（以下「乙」という。）とは、令和3年6月18日に契約を締結した令和3年度ナイルスナイルタイヤアップ記事掲載業務委託契約書（以下「原契約」という。）の一部を次のとおり変更する契約を締結する。

第1条 原契約第4条中「金2,350,000円（うち消費税及び地方消費税の額金213,636円、金197,720円）」を「金2,350,000円（うち消費税及び地方消費税の額金213,636円、金197,720円）」と改定する。

上記の契約の締結書の1通を保有する。

令和4年1月5日

変更請書

鳥取県知事 平井 伸治 様

令和3年4月22日に提出した請書（以下「当初請書」という。）に係る委託業務について、下記のとおり変更請書を提出します。

令和4年3月23日

住 所 [REDACTED]
氏 名 株式会社 [REDACTED]
代表取締役社長 [REDACTED]

下記のとおりお請けします。

記

業 務 名	Satoyama 推進コンソーシアムと連携した食のみやこ鳥取県情報発信業務委託
委託内容	別紙変更仕様書のとおり
契約金額	変更なし
委託期間	変更なし

第7 農林水産部食のみやこ推進課

1 6次化・農商工連携支援事業

(1) 事業の概要

6次産業化や農商工連携について、ソフト・ハード事業に対する補助や相談対応・専門家派遣等を行う支援窓口を設置することで、農産農林水産物の高付加価値化を図り事業者等の所得向上・経営安定化、地域産業の活性化を目指す。

(2) 事業内容

区分	事業内容	補助率等	実施主体
初めての6次産業化バックアップ事業	初めて6次化を開始する際の試作、機器整備等の経費支援	【補助率】 県2/3 【補助上限額】 400千円	農林漁業者等
もうかる6次化・農商工連携支援事業	スタートアップ型 個人農家、農産加工グループ、農業法人の6次産業化取組（又は規模拡大）に係る備品整備の支援	【補助率】 県1/2 【補助上限額】 1,000千円	農林漁業者等
	6次産業型 推進活動及び生産体制を含めた施設整備等の支援	【補助率】 1/2(県1/3、市町村1/6) ※国際認証取得、県内加工への乗り換えの場合嵩上げあり 【補助限度額】 農林漁業者(個人)：3,000千円 農業を営む法人等：7,000千円 任意組織・農漁協：受益者1人当たり3,000千円(上限30,000千円)	農林漁業者等
	農商工連携型 県内農林漁業者と連携して加工品を製造する食品加工業者等に対する施設整備の支援	【補助率】 県1/3、市町村(任意) ※国際認証取得、県内加工への乗り換えの場合嵩上げあり 【補助上限】：10,000千円	食品加工業者等
審査会開催経費	補助事業の事業計画等に係る審査会の開催		県
6次化人材育成支援事業	6次化に取り組む農林漁業者等のセミナー等の開催		
支援体制整備事業	6次化の支援窓口となるサポートセンターの設置		
6次化・農商工連携支援事業情報発信促進事業	これまでに6次化・農商工連携支援事業等を活用した事業者の活用事例集等の作成		

(3) 事業実績 (決算額)

区 分	件数	事業費	補助金額
初めての6次産業化バックアップ事業	1件	556千円	371千円
もうかる6次化・農商工連携支援事業	6件	53,919千円	18,263千円
合 計			26,260千円

(4) 監査結果

(もうかる6次化・農商工連携支援事業)

ア 簡易課税選択事業者に対する不公平な補助金の交付 **【指摘】**

簡易課税事業者である個人経営者への補助金について、第3章第1中の1(4)ア(P18)で示したように仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額の範囲内で申請することができる旨の規定が設けられているにもかかわらず、税抜価額で計算された補助金が交付されていた。

この点について、担当課の回答は次のとおりである。

- ① 同補助金交付要綱の規定は、簡易課税選択事業者は消費税を含んだ金額で「交付申請できる」とするものであり、「交付申請しなければならない」とするものではない。
- ② 事業主体から、税込額で交付申請することは可能かと問合せがあり、可能と回答。ただし、申告後に確定した仕入控除税額の報告や補助金返還が必要になる場合があると説明したところ、事業主体は、借入れの関係上早く自己負担額を確定したいと、消費税を除いた金額での申請を強く希望。
- ③ 以上のことから、事業実施主体、鳥取市と協議し、事業実施主体の了解のもと、消費税を補助対象とせず、税抜金額を補助対象経費とした。

しかしながら、消費税法では、個人経営の補助事業者については、通常1月から12月が課税基準期間であり、簡易課税選択事業者が一般課税事業者になるには、①基準期間である2年前の課税期間の課税売上が5000万円を超えた場合と、②5000万円は超えないものの課税期間が開始される前に一般課税事業者になる旨の届出を提出する場合があります、いずれも課税期間が開始される前（すなわち補助金を受領する課税期間の前）には、簡易課税選択事業者であるか一般課税事業者であるかの区別は決まっているところである。

したがって、消費税法の仕組み等を理解している者であれば、簡易課税選択事業者からの上記②の「税込額で交付申請することは可能かと問合せ」に対しては、可能である旨の説明を、また、補助金交付時に簡易課税選択事業者から一般課税事業者になるのであれば税抜価額で申請するように説明するはずであり、上記②の「補助金返還が必要になる場合がある」というような仮定の説明はしないはずである。

また、上記②の「事業主体は、借入れの関係上早く自己負担額を確定したいと、

消費税を除いた金額での申請を強く希望」についても、仮定の説明を聞いた上での希望と思われるが、上記の消費税法上の仕組み等を理解して説明をしたのであれば、「税込額で交付申請することは可能か」といった問合せがあることから判断すると、そのような希望はしなかったのではないかと思慮されるところである。

この経費支援事業の目的は、事業者の経費の負担を軽減するための事業であって、事業者は、機械購入や設備整備に係る支払金額は消費税を含めた金額を支払っているところ、①消費税免税事業者は、支払った消費税を仕入控除税額として控除することができないため消費税の負担がそのまま経費負担として残り、②また、消費税簡易課税選択事業者は、一定比率で仕入税額控除を算定することから、支払った消費税が仕入控除税額に含まれているかどうか明らかでないため、免税事業者と同様に補助金の交付申請は消費税込みの金額で積算できることを規定しているものと思われる。

したがって、事業者の経費の負担を軽減するという目的からするならば、申請内容は本人にとって一番有利な申請、言い換えれば補助金を多くもらえる申請方法、すなわち税込価額で申請するように行政指導するのが事業目的に即した対応であると考えられる。

この事業を含め、事業者の多くは、申請手続を各市町村担当窓口で行っており、その際、申請者の消費税の確定申告や届出書の内容について、十分検討されていないため、この税込価額で交付申請できる例外規定を適用しないで交付申請手続を行ったものではないかと思われるが、第3章第2中の5(4)イ(P39)の免税事業者の場合と同様、結果として、簡易課税選択事業者に対しても、税込価額と税抜価額による補助金の交付が混在する結果となり、不公平な結果となっている。

この不公平な取扱いの是正を求めて、補助事業者から補助金の一部の追加の交付申請ができることも想定されるころ、その追加交付申請について、受理、審査、決定等が行われるものかどうか定かでない。

しかしながら、住民の信頼・信用を損ないかねない重大な問題であるので、第3章第2中の5(4)イ(P39)で示したように申請を待つまでもなく追加の補助金の交付を行うべきと考えるが、追加交付が困難であるならば、今後、このような不公平な取扱いが発生しないように交付要綱等の見直しなどを行い、公平公正な補助金の交付を目指されたい。

(もうかる6次化・農商工連携支援事業)

イ 補助金で取得した機械等の圧縮記帳の周知【意見】

機械等の減価償却資産を取得し、補助金を受けた場合、税法では、補助金を収入金額・収益に計上しないで、機械等の支払金額から補助金を控除した金額を取得価額として減価償却費を計算することが認められている。

これは、補助金を一括して収入金額として計上すると補助金を受けた年分・事業年度が高額な所得金額となり、負担すべき税額の増加により補助金の効果が薄れることとなることから、機械等の取得価額を減額することにより減価償却費を減少させて所得金額を平準化するための措置であり、超過累進税率が適用される所得税において節税となる場合がある。

もうかる6次化・農商工連携支援事業報告書（6次産業型）に添付されていた個人事業者の損益計算書を確認したところ、機械等の取得価額を減額しないで、補助金を雑収入として収入金額に計上して所得金額を計算している個人事業者が見受けられたが、所得金額が平準化されないで税負担が増加したのではないかと想定される場所である。

補助金の交付目的は、事業者の費用負担を軽減することであることからして、上記のような補助金の効果が薄れないようにするための措置、場合によって節税となる措置があることを補助金の交付の際に事業者に周知すべきではないかと思われる。

(もうかる6次化・農商工連携支援事業（農商工連携型）)

ウ 条件付で採決したプランへの実効性ある支援【意見】

当該支援事業に当たっては、県出先事務所長あてに提出されたプラン認定申請を「農業関係プラン審査会」に諮った上、認定基準と照らし合わせた審査会意見に沿って適否が決定されている。令和3年度における農商工連携型としては食品加工業者から提出された1件があり、事業費19,000千円に対し補助金額6,334千円が交付されている。

当該プランの認定に当たっては、同審査会の意見に基づき条件付採択とされ、「施設設備等について、部分的な機械の導入・更新とならないよう、中長期的な経営計画に基づき事業実施を行うよう努めてください。」との条件が付され、審査会における主な意見が参考添付されている。

支援事業の目的については、同実施要領（農商工連携型）によれば、「近年、農林漁業所得が低下する中、・・・（中略）・・・農林漁業者と食品加工業者等が連携して商品製造等に取り組み農商工連携を進め、農林漁業者等の所得向上と地域経済の活性化を図ることを目的とする。」とある。また、認定基準の中には①地域農林水産業者の振興、地域経済の活性化にメリットがあること、②行政による支援の対象は、支援がなければプランの実現が困難と認められるものであることが盛り込まれてい

る。

当プランの認定審査においては、これらを踏まえ、プラン対象商品が農林漁業者からプラン申請者に提供する生産量の5%程度であり「地域への波及効果が限定的」、かつ「申請者の事業状況等から見ても、県の支援がなければ実現が困難とは認め難い点」などから条件付採択になったものと思料され、「部分的な機械更新に追われないよう、計画的な事業を検討してください。」などの審査会意見が添付されている。

県補助金等交付規則（昭和32年4月30日鳥取県規則第22号）第7条には、交付目的を達成するため必要があると認められるときは、当該交付決定に条件を付すことができることあり、また、実施要領では、プランの目標年度（令和5年度）の翌年度分までプランの実施状況報告を提出し、目標に対する実績が7割に満たない場合は、支援事業により導入した機械等の耐用年数まで報告期間が延長されることとなっていることから、厳しい財政状況の中、適正な財務執行を期待する県民目線の観点からは、県には、審査会での懸念意見を踏まえた経営計画を求めるなど、適正な補助金交付に向けた実効性ある支援が期待される。

第4章 指摘及び意見の件数

事業名		指摘	意見
【農林水産部】		8	12
農林水産政策課		(3)	(4)
1	スマート農業社会実装促進事業	1	3
2	みんなでやらいや農業支援事業	2	1
経営支援課		(3)	(3)
3	産地主体型就農支援モデル確立事業	—	1
4	担い手確保・経営強化支援事業	—	—
5	新規就農者総合支援事業	—	1
6	農の雇用ステップアップ支援事業	—	—
7	集落営農体制強化支援事業	2	—
8	農地中間管理機構支援事業	1	1
生産振興課		(—)	(1)
9	産地生産基盤パワーアップ事業	—	—
10	鳥取型低コストハウスによる施設園芸等推進事業	—	1
林政企画課		(—)	(1)
11	スマート林業実践事業	—	1
水産振興課		(—)	(—)
12	漁業就業者確保対策事業	—	—
13	特定漁港漁場整備事業	—	—
販路拡大・輸出促進課		(1)	(1)
14	「食のみやこ鳥取県」ブランド化加速事業	1	1
食のみやこ推進課		(1)	(2)
15	6次化・農商工連携支援事業	1	2

第5章 総評

今年度は、鳥取県の主要産業である農林水産業に重点を置いて監査を実施した。

この分野においては、従来から予算面で重点が置かれ、きめ細かな予算配賦がなされている。

予算配賦は縦横様々な観点からなされており、限られた監査日程の中、全ての監査対象項目を網羅的に監査することは困難であり、一部においては抽出的な監査の実施となったが、関係各課のご協力により円滑に監査を終えることができたことに厚くお礼を申し上げます。

予算策定に当たっては、鳥取県の担当部門のみならず、市町村・地方事務所・外部団体がからみ、予算執行においても同様であるため、チェック体制及び責任の所在が一体となっていない面も否めない。断片的に見ただけでも、一事業に係るものについて各課と関連するものもあり、単に縦の関係のみでなく横の関係についても、果たして適正に運営されているのか、チェックが十分にされているのか等事業執行の煩雑さを垣間見ることができた。

包括外部監査の実施に当たっては、絶えず県民目線を意識し、これを念頭に改善が必要なものについて、指摘又は意見を付させていただいたが、今回特に申し上げたい点は次の事項である。

- 1 事業完了報告書の記載事項の中で消費税に関する記載箇所があるものは、補助金の交付金額の算定内容の最終審査を行い、当初交付した補助金の是非を検討していただきたい。

申請者への補助金の支払（支出）金額について、消費税免税事業者や消費税簡易課税選択事業者の場合、補助金は消費税込みの金額に基づき、支払金額を決定することもできる取扱いになっているが、この規定を使っていないものが見受けられる。そのため、経費である消費税額の何割かは、本来、県あるいは市町村は本人に支払っていないことになる。補助金申請者である住民は、それぞれの市町村窓口で申請手続きをしており、記載内容を全面的に正しいものと信頼している。

市町村の担当職員の指導も含め、この事業完了報告書の審査を厳正に行うことで、住民の信頼に応えた財務処理といえるのではないのだろうか。

また、予算は、その性質から、正確であることを強く要求されるとともに、今後の施政内容を計数的に具体化するものであるため、歳入及び歳出の全額を予算に計上する「総計予算主義の原則」が採られている。

歳出予算は、議決予算に計上された額を超えた経費は、1円たりとも支出が認められない。消費税免税事業者及び消費税簡易課税選択事業者の補助金を消費税込みの金額で積算すれば追加払いも発生しないため、予算管理も容易になると考える。

いずれにしても、予算の策定、執行、チェック、評価は一体のものであり、これら

を念頭に置かれて県民の財産を有効に生かしていただくことを切に願うものである。

2 農林水産業にあつては、社会構造の大きな変化の中、時代に即した事業基盤の整備や、高齢化等に伴う担い手の育成など大きな課題を抱えており、県においては補助金等を活用した様々な施策を積極的にけん引され大変心強く感じたところである。

一方で、各事業において一旦認定されたプランは、事業を中断しない限り、例えば目標に達成しなくても、実績の報告徴収を一定期間延長（最大で支援事業により導入した機械等の耐用年数まで）され、管理が終了されることも知った。

その間、目標達成に向けた支援は継続されているところであるが、現場部署任せの感が否めない。

当然に当初プランの認定時と実施過程の事情変化はあるとは思われるが、各施策の有効性の確保や、税金の使い方としての経済性・効率性、更には県民目線から見て、懸念されるところである。

事業を途中で廃止した場合には、交付した資金の全額の返還措置を規定に織り込まれることはもとよりであるが、事業規模が大きな施策、特に、事業実施主体が市町村等である場合には、その実績の報告や対応策等を公表され、更なる透明性の確保を図られることも必要であると考ええる。これによる自浄作用も期待できると思われる。

県担当課におかれては、各プランの目標達成に向けて、現場部署及び関係機関との間で、執行上の問題点やその対応策についての情報共有を今以上に十分に図られるとともに、関係機関等との役割分担を明確にされながら、力強くけん引されることを期待する。

また、補助金交付に係る消費税の取扱いや、がんばる農家プラン事業における各事務所（東部・八頭・中部・西部・日野）の審査基準等が異なる点については、担当課から各市町村や事務所長に委ねており、それぞれの事情を考慮したもの又は各事務所長の裁量である旨の説明を受け違和感を持ったところである。同じ県民に対する行政サービスの財務執行において、同じ県内でありながら、その審査基準等が異なることは、公平性及び統一性の観点から疑念が生じる可能性があり、改善されることを期待する。